

富士見町広告掲載要綱

平成24年3月6日
富士見町告示第15号

(趣旨)

第1条 この要綱は、町の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 町資産への広告掲載は、民間企業等との協働により町の新たな財源を確保し、住民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 町の印刷物、ホームページ及び財産等の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

(2) 広告掲載 町の広告媒体に民間企業等の広告を掲載することをいう。

(広告の範囲)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (7) 公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの
- (8) その他、広告媒体に掲載する広告として不適當であると町長が認めるもの

(広告媒体の種類)

第5条 広告掲載を行う広告媒体の種類は、広告掲載取扱要領等により別途定める。

(広告の規格等)

第6条 広告の規格及び広告掲載位置等は、当該広告媒体ごとに広告掲載取扱要領等により別途定める。

(広告募集方法等)

第7条 広告募集方法、予定価格及び選定方法については、当該広告媒体ご

とに、その性質に応じて、広告掲載取扱要領等により別途定める。

(審査委員会)

第8条 広告媒体に掲載する広告の可否を審査するため、富士見町広告審査委員会（以下「審査委員会」）を設置する。

2 審査委員会は、委員長、副委員長及び委員で構成し、委員長は副町長、副委員長は総務課長をもって充て、委員は職員のうちから町長が任命する。

(職務)

第9条 委員長は、審査委員会を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第10条 会議は、委員長が必要と認めるときに招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、他の職員を会議に出席させ、意見及び説明を求めることができる。

3 審査委員会は、必要に応じ回議とすることができる。

(庶務)

第11条 審査委員会の庶務は、総務課が行う。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に町長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。